

# 令和4年度第5回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 8月9日(木) 午後1時30分から午後2時54分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (21名)

会長 委員			会長職務代理者 委員	番	氏名	氏名
				6番	田 淵	緑
				14番	福 安	修
〃	2番	村 田 幸 範	〃	15番	上 田 壽	一
〃	3番	河 毛 早 苗	〃	16番	藏 内 敏	博
〃	5番	下 田 義 男	〃	17番	砂 川 重	雄
〃	7番	建 部 憲 二	〃	18番	依 藤 利	一
〃	8番	川 上 信 温	〃	19番	竹 森	潔
〃	9番	猪 口 実	〃	20番	香 川	恵
〃	10番	福 田 克 彦	〃	21番	柳 田 和	廣
〃	11番	中 村 精	〃	22番	石 谷	隆
〃	12番	福 田 淳一郎	〃	23番	加 藤	修
〃	13番	山 田 準 二	〃			

4. 欠席委員 (2名)

委員	番	氏名	委員	番	氏名
	4番	濱 田 香		24番	岩 永 正 司

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：0名)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 28号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 29号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 30号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 31号	非農地証明について
議案第 32号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 33号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地の形状変更届出書の受理について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和4年度第5回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長が欠席ですので、職務代理にあいさつをいただきます。 (職務代理あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号4番の濱田委員、24番の岩永委員から欠席の報告がありました。砂川委員が遅れるとの連絡がありましたので、23名中20名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、田淵職務代理者に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号5番 下田委員、7番 建部委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号22番から整理番号24番までの計3件あり、整理番号22番が佐治町高山で売買による所有権移転、整理番号23は竹生で売買による所有権移転、整理番号24は佐治町森坪で贈与による所有権移転となっています。 すべての申請が農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	整理番号22番を審議します。担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福安委員	7月29日、譲渡人、譲受人、譲受人がお世話になっている行政書士の方と現地確認を行いました。 チェックシートに照らし合わせても、何ら問題ないということ判断しました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号22番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号23番を審議します。担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上田委員	8月4日に建部委員、私と川口推進委員で現地を確認いたしました。 譲受人は担い手の人でありまして、18町程つくっておられます。 チェックシートに照らし合わせても、何ら問題ないという判断をしました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。

		整理番号23番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号24番を審議します。担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福	安	委員
		7月29日、譲渡人、行政書士、譲受人と、山下推進員と私で現地確認しました。譲受人と譲渡人は親戚関係でありまして、譲渡人が財産を始末したいということで、譲受人に譲りたいということです。 現地を確認しながらチェックシートに基づいてチェックさせていただきました。何ら問題なしということで判断いたしましたことを報告します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号24番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		提案の前に訂正をお願いします。整理番号6番の農地区分判定及び許可根拠を第2種農地で小集団の生産力の低い農地で、代替地なしでお願いします。 整理番号5番から8番の4件です。 整理番号5番、申請地は青谷町亀尻、転用目的としては墓地となっています。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号6番、申請地は野坂、転用目的としては墓地となっています。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号7番、申請地は用瀬町樟原、転用目的としては墓地となっています。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号8番、申請地は気高町八束水、転用目的としては資材置場となっています。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。
議	長	整理番号5番を審議します。担当農業委員 石谷委員の報告をお願いします。
石	谷	委員
		8月8日に伊藤推進委員、事務局の3人で確認いたしました。墓を管理しやすい場所に移転したいとのことで、現地は申請人の家の裏になり、耕作していない生産力の低い農地で周辺にも農地はありません。チェックシートに照らし合わせてみても、問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号5番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号6番を審議します。担当農業委員 加藤委員の報告をお願いします

		ます。
加藤委員		無断で墓地造成をされておりまして、民谷推進委員が事務局に報告され、文書指導があり、申請人親族から相談がありました。今は工事をストップしており、許可がありしだい再開したいということですので、よろしく願いいたします。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号6番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号7番を審議します。担当農業委員 福安委員の報告をお願いします。
福安委員		7月30日に池本推進委員、小林(照)推進委員、申請者と現地確認を行いました。現在の墓地は、急傾斜地にあり危険なことから移転したいとのことです。自己所有地で申請地以外に適当場所はないとのことです。周辺の土地所有者にも同意は得ていますし、チェックシートに照らし合わせても問題ないと判断いたしました。
議長	長	質疑・意見はございませんか。
柳田委員		近隣の方の許可は得られたとのことですが、役所の許可は取られていますでしょうか。
事務局		100m範囲の同意書の写しを添付して、担当課に届出されておりますので、問題ありません。
議長	長	他にございませんか。
議長	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号7番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号8番を審議します。担当農業委員中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員		現地確認を8月5日、事務局、推進委員、私で行いました。現地は国道9号線の高架下で耕作されていない土地です。北側の一部にはアンテナが建っていますし、東、南側の農地も耕作されておりません。西側は公衆用道路となっています。このあたりの農地は、以前から耕作には不向きということ。周辺農地は申請人の土地であり、影響はありません。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号8番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。</p> <p>以上で議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終了します。</p> <p>引き続き議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>局長</p> <p>事務局</p>
		<p>提案の前に訂正をお願いします。整理番号27番の合計面積は変わりませんが、真ん中の1680が1608になります。</p> <p>整理番号23番から29番の7件でございます。</p> <p>整理番号23番、申請地は河原町曳田、転用目的としては案内看板設置となっております。農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。</p> <p>整理番号24番、申請地は気高町新町一丁目、転用目的としては住宅建築となっております。農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。</p> <p>整理番号25番、申請地は青谷町青谷、転用目的としては工場建築となっております。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。</p> <p>整理番号26番、申請地は福部町湯山、転用目的としては資材置場となっております。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。</p> <p>整理番号27番、申請地は用瀬町樟原、転用目的としては従業員用駐車場となっております。農地区分は第1種農地、許可根拠は既存施設の拡張です。</p> <p>整理番号28番、申請地は用瀬町古用瀬、転用目的としては倉庫、資材置場、車両スペースとなっております。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。</p> <p>整理番号29番、申請地は長柄、転用目的としては住宅建築となっております。農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。</p>
議	長	<p>整理番号23番を審議します。この席から報告させていただきます。</p>
田	淵	<p>委員</p> <p>県道が4月1日に供用開始され、鳥取市内方向から来る車から分かりづらいということで新しく設置されるということです。推進委員と私で現地確認を行いました。</p> <p>ちょうど十字路のところであり、田んぼに支障のないところに60cm四方のコンクリート基礎を2箇所設置しポールを立てて看板を設置される予定です。田んぼの畔付近で田んぼには支障がないと判断しました。看板の大きさは、高さ1m×幅50cmとなります。</p>
議	長	<p>質問、意見はありませんか。</p>
中	村	<p>(精)委員</p> <p>屋外広告物の届出はどうですか。</p>
事	務	<p>事務局</p> <p>屋外広告物の届出を、都市整備部にしてあることを確認してあります。</p>
議	長	<p>他に質問、意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に移ります。</p> <p>整理番号23番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。</p> <p>引き続き、整理番号24番を審議します。担当農業委員の中村(精)委員の報告をお願いします。</p>
中	村	<p>(精)委員</p> <p>8月5日、推進委員、事務局、私で現地調査を行いました。現地は、東側は畑、南側は一段高い宅地、西側、北側は市道です。現地は市道より少し高く、東側の畑とは境界に擁壁を設け、雨水等が入らないようされます。雨水は道路側溝、汚水は公共下</p>

		水へ流します。隣接農地に被害はないものと考えますので、よろしく願いいたします。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号24番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号25番を審議します。担当農業委員の竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員		現地確認を2回に分けて行いました。7月31日に推進委員、私、3名の申請人。 8月5日に事務局、推進委員、私で行いました。譲受人による工場増設のための所有権移転となります。現況は3筆とも荒廃地です。西側はコンビニ、東側はガソリンスタンド、北側は工場、南側は県道に面しています。チェックシートに照らし合わせて、周辺に農地はありませんので、影響なく、転用目的は、工場の増設であり妥当と思われる。工程表により許可後に遅滞なく建築される予定ですので、問題ないと考えます。
議	長	この案件は、3,000㎡を超えていますので、県農業会議の常設審議委員会の案件となります。 質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号25番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号26番を審議します。担当農業委員の香川委員の報告をお願いします。
香 川 委 員		8月5日、推進委員2名、事務局、私で現地確認を行いました。申請地は20年以上前に地上げして、柿を植えていましたが、地主が福部から転出しており、管理できていなく耕作放棄地となっています。賃借人は市道と同じレベルであるので、現状のまま利用したいということです。チェックシートに照らし合わせても問題のないことを確認しました。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号26番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号27番を審議します。担当農業委員の福安委員の報告をお願いします。
福 安 委 員		7月31日に譲渡人と譲受人、推進委員2名と私の5人で現地確認を行いました。譲受人の工場増設に伴い従業員が66名増加する予定となっており、駐車場が必要となり整備するものです。申請地は耕作放棄されていたので、申請地を借地することに

		なつたようです。水路の下流で問題なく、排水も千代川への放流となりますし、チェックシートに照らし合わせても何ら問題と判断いたしました。
議	長	この案件も、3,000 m <sup>2</sup> を超えていますので、県農業会議の常設審議委員会の案件となります。 質問、意見はありませんか。
上	田 委 員	駐車場ということですし、排水路と隣の農地の許可は。
福	安 委 員	上流については、支障ありません。申請地は千代川に一番近いところで、排水は農業用水に影響はありません。
上	田 委 員	大雨による雨水の逆流はどうか。
福	安 委 員	申請地と隣の農地とは、約2m近い高さがあり雨水の逆流は考えられませんし、流れも千代川へ流れますので、問題ありません。
議	長	他に質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号27番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号28番を審議します。担当農業委員の福安委員の報告をお願いします。
福	安 委 員	7月31日に譲渡人、池本推進委員、小林(照)推進委員、私の4名で現地確認を行いました。以前は耕作をしていたが、譲受人の業務拡大に伴い資材置場、車両スペース等が必要となって申請になった。8月1日に譲受人に確認し、許可後に速やかに事業実施したいとのことです。チェックシートに照らし合わせても問題なしと判断いたしました。
議	長	質問、意見はありませんか。
依	藤 委 員	かなりの車両が通ると思いますが、道路は農道ですか。市道ですか。
福	安 委 員	市道です。
依	藤 委 員	車両の大きさによって市道の幅員が必要なのかと思いますが、道路課の確認はとれていますか。
福	安 委 員	現在も譲受人は、この道路を利用して事業をされており問題ないと考えます。
事	務 局	申請地の山側に砂山があり、10トンダンプが走行しており問題ありませんが、道路課に確認しておきます。
福	安 委 員	近くに発電施設があり、同意書も取ってあります。
依	藤 委 員	車両規制がないことを確認していただきたいと思っただけです。
議	長	他に質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)

議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号28番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号29番を審議します。担当農業委員の福田(淳)委員をお願いします。
福田(淳)委員		8月2日に推進委員と事務局とで現況確認を行っております。現地は分家住宅を建てることになっております。前面は市道で水道、下水道が通っていますし、周りは所有者の土地で問題ありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号29番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第31号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号66番から76番までの全部で11件となります。市街化区域は72番、1件となっております。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号66番を審議します。担当農業委員、蔵内委員の報告をお願いします。
蔵内委員		7月29日に推進委員と事務局、代理人の行政書士の4名で現地確認しました。30年以上前に県道用地として買収された残地で、買収されて以降は耕作もしておらず、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号66番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号67番を審議します。担当農業委員、香川委員の報告をお願いします。
香川委員		8月5日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。現地までは行く道がなく手前で確認することになりました。昭和40年頃に杉や檜を植林したということで、チェックシートに照らし合わせて、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がない土地と判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)



議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号67番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 整理番号68番を審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		8月3日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。申請地は白兔地内で隣接地の宅地の一部として使用していたものです。現在は、平成23年に住宅を取り壊し整地されておりました。チェックシートに照らし合わせて、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がない土地と判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号68番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号69番を審議します。担当農業委員、香川委員の報告をお願いします。
香川委員		8月5日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。20年以上前から耕作しておらず、現在は一部資材置場になっているものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がない土地と判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号69番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 整理番号70番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		8月5日に推進委員と事務局、申請者の4名で現地確認しました。申請地は30年以上前から耕作しておらず、農地行政上も特に支障がない土地と判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号70番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号71番を審議します。担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。
加藤委員		現地は、50年以上前から耕作しておらず、その頃から進入路として利用されているものです。チェックシートに照らし合わせて、問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号71番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号72番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号72番、こちらは市街化区域となっています。申請地は国府町新通り二丁目、現況としましては平成10年頃に造成し、現在は駐車場として利用しているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号72番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号73番を審議します。担当農業委員、依藤委員の報告をお願いします。
依 藤 委 員		7月28日に推進委員、事務局と現地確認しました。申請地は20年以上前から耕作しておらず、原野化しており、農地復元は困難な場所になりますので、農地行政上も特に支障がないと判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号73番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 整理番号74番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員		8月5日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。20年以上前から耕作しておらず、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号74番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号75番を審議します。担当農業委員、村田委員の報告をお願いします。
村 田 委 員		8月5日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。昭和56年頃より宅地として利用され、現在も同様に利用されているものです。人為的潰廃地で転用の事実行

		為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がない土地と判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号75番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 整理番号76番を審議します。担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石谷委員		8月8日に推進委員と事務局、申請者夫婦の5名で現地確認しました。申請地は20年以上前から耕作しておらず、現在は山林化しておりました。農地復旧が困難な土地と判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号76番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 以上で議案第31号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第32号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局		別紙となっている農用地利用集積計画をご覧ください。利用権を設定しようとするものが新規8件、更新12件、計20件となっております。面積は田が42,598㎡、畑が21,983㎡、計64,581㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が12件、使用貸借による権利が8件となっております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	議案第32号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第32号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第33号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局		農用地利用配分計画案をご覧ください。今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の面積は、田が33,312㎡、畑が24,284㎡、総計57,596㎡となっております。 権利種別の内訳は、賃借権21件、使用貸借による権利が10件の合計31件となっております。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ

議 長	<p>ろ、特に問題は見受けられませんでした。</p> <p>一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第33号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p>
	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について</li> <li>(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について</li> <li>(3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について</li> <li>(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</li> <li>(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</li> <li>(6) 農地の形状変更届出書の受理について</li> <li>(7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</li> </ul>
議 長	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和4年度第5回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">閉会 午後2時54分</p>